

平戸市地域おこし協力隊候補者募集要領

平戸市は、古くから開かれた古都であり、遣隋使、遣唐使の寄港地として知られ、大航海時代には、アジアやヨーロッパなど大陸交流の玄関口として、人、物、情報などが集まり文化発祥の地として栄えた市です。

平戸市生月町（地区）は、平戸島の北西部に位置し、人口は4,787人（令和5年1月1日現在）です。1991年に平戸島との間に長さ960mの生月大橋が架かり、平戸島を經由して九州本土と繋がっています。

生月島は海と緑に囲まれた自然豊かな島であり、島の最北端部には高さ100mもある大バエ断崖があり、そこに立つ大バエ灯台からは壱岐・対馬を望むことができ、視界いっぱいに広がる水平線に沈んでいく夕陽を眺めるスポットにもなっています。

また、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」として世界遺産にも登録された「中江ノ島」など、古くからの信仰や文化を守っており、島のいたるところでその歴史を感じることができる魅力のあふれた島となっています。

島の産業は、農漁業を主とした第1次産業が中心で、農業においては、畜産（繁殖牛）、水稻などを組み合わせた複合経営であり、漁業においては、定置網漁やイカ釣り・一本釣りなどの沿岸漁業が主であるとともに、まき網漁業など沖合漁業の基地ともなっています。特に繁殖牛は、県内でも有数の生産地域であり、市場でも高く評価され本市の主要産業となっています。

そこで、繁殖牛のヘルパー業務に従事し、平戸市生月地区の畜産業を盛り上げるため、ご協力いただける牛好きの方を募集します。

1 地域おこし協力隊の設置目的

地域おこし協力隊は、人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図ることで、地域の活性化を図っていくことを目的としています。

2 募集人員

地域おこし協力隊 1名

3 業務概要

(1) 事業名

平戸市生月地区和牛ヘルパー事業支援業務

(2) 業務内容

牛の飼養管理技術の習得と、担い手として就農を目指し、平戸市生月地区の畜産（和牛）農家の牛舎等において、和牛ヘルパーとして牛の飼養管理や飼料確保に係る作業を行う。

和牛ヘルパーの業務内容は次のとおりとする。

- ・ 飼料給与に関すること（濃厚飼料・牧草・稲わら等の給与、哺乳）
- ・ 牛舎清掃と除糞に関すること
- ・ 一般管理に関すること（牛の健康状態チェック及び畜主への連絡等）
- ・ せり市への引出しに関すること
- ・ その他、牛の飼養管理、飼料確保に関すること
- ・ その他、活動終了時の起業・就業のために必要な活動

4 募集対象

- (1) 年齢は応募日時点で 20 歳以上、60 歳以下の者。性別不問。
- (2) 心身ともに健康で誠実に勤務ができる者
- (3) 任用後に平戸市へ住民票を異動することができる者
※住民票の異動については、事前に市と協議すること。
住所要件について、詳しくは、総務省地域おこし協力隊のホームページをご覧ください
ただくか、「問い合わせ先」記載の平戸市 企画財政課 移住・定住政策班（TEL：0950-22-9105）までお問い合わせください。
- (4) 地域住民等と積極的にコミュニケーションを図り、地域振興に精力的に取り組むことができる者
- (5) 普通自動車運転免許証（AT 限定可）を保持しており、日常的な運転に支障のない者
- (6) パソコン（文書作成、表計算など）の一般的な操作ができる者
- (7) 活動期間終了後も平戸市に定住する意欲のある者
- (8) 地方公務員法第 16 条に掲げる下記の欠格条項に該当しない者
 - ①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ②平戸市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
 - ③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (9) その他市長が必要と認める資格・要件を有する者

5 勤務条件等

雇用形態	平戸市会計年度任用職員（パートタイム）の身分となります。
雇用任期	任用の日から当該年度の末日 ※任用予定日:採用の日から (前職の都合等による任用開始日については柔軟に対応することとします。) ※年度ごとに勤務成績等を勘案し、再度の任用の可能性あり(着任日から最長3年)
勤務場所	平戸市生月町里免 1660 平戸市役所生月支所
勤務日数 及び勤務 時間	4週を超えない期間の内、週30時間を基準として勤務していただきます。 ※勤務によっては週30時間を超過する場合があります。
報 酬	月額182,400円を予定
待遇・ 福利厚生	(加入保険等)健康保険、厚生年金、雇用保険 (住 居)住居については斡旋し、家賃は平戸市が負担します。 (活動経費)活動に必要な備品(活動車両・執務用パソコン)は貸与します。 ※生活用備品や住居の光熱水費、共益費等は隊員本人がご負担ください。 ※拠点となる事務所までの交通手段(自家用車等)は、隊員本人がご用意ください。

6 居住要件

- (1) 居住地域については、勤務場所周辺に居住をお願いします。
- (2) 居住物件については、民間の住宅等を市で借り上げ提供します。

7 応募手続

(1) 応募受付期間

募集開始時から令和5年3月24日(金曜日)までとし、随時受付で選考を行います。
平戸市役所 企画財政課 移住・定住政策班で受付(郵送の場合は消印有効)。なお、提出書類は返却しません。

(2) 提出書類

- ①平戸市地域おこし協力隊応募用紙
- ②平戸市地域おこし協力隊活動目標
- ③住民票抄本

(3) 申し込み・お問い合わせ先

〒859-5192 長崎県平戸市岩の上町1508番地3
平戸市役所 企画財政課 移住・定住政策班
T E L : 0950-22-9105 F A X : 0950-22-5178
E-mail : teiju@city.hirado.lg.jp

8 選考

第1次選考は書類選考を行い、結果は文書で通知します。

第2次選考（面接）の詳細は、第1次選考合格者に別途お知らせします。

※応募に係る経費（書類申請費用及び面接時の交通費の一部）は応募者の自己負担となります。平戸市では、地域おこし協力隊募集説明会参加費助成金により、3万円（千円未満切捨て）を限度として交通費及び宿泊費を助成します。

9 その他

(1) 新型コロナウイルス等の感染拡大状況によっては、選考のスケジュール及び任用期間を変更する場合があります。

(2) 募集に関してのご質問などは、上記問い合わせ先にご確認ください。